

第4章 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策

「循環」と「共生」を基調とした地域づくりの展開に際しては、地域づくりに関係する各主体が、環境からみた持続可能性を共有し、地域づくりに関するそれぞれの施策を推進することにより、地域づくりのあらゆる場面において環境配慮の織り込みを進めることが基本である。

こうしたことから、実際の事業展開においては、各主体がそれぞれの役割を自覚し、責任をもって行動することが期待される。

第1節 各主体の取組

1 地方公共団体の取組

地方公共団体は、持続可能な社会構築の基礎である地域の環境保全に関する主要な推進者としての役割を担うとともに、地域における取組の調整者としての役割を併せ持つ。

このため、本計画の主要な推進者としての地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じて、公害の防止はもとより、循環と共生を基調とした地域づくりに配慮し、以下の施策を総合的計画的に推進する。

- (1) 本計画に掲げられた各般の施策について、効果的かつ着実な実施を図るとともに、計画の目標達成に努める。
- (2) 県民、事業者などの環境に関する取組を支援・促進するため、社会的経済的しくみづくりや社会資本の整備を行う。
- (3) 周辺地方公共団体や国と連携・協力しつつ、広域的な視点からの取組を推進する。
- (4) 地域整備や開発行為については、環境に配慮した事業の展開を行う。
- (5) 住民、事業者などの環境に関する取組を支援し、必要な協力・連携を行う。

2 事業者の取組

通常の事業活動に起因する環境への負荷が増大している状況に鑑み、経済活動の大部分を占める事業者の取組は極めて重要である。

このため、様々な事業活動に当たって、公害防止のための取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、生産工程や流通過程における環境負荷の低減等、製品やサービスのライフサイクル全体にわたる取組を実施する。

- (1) 事業活動に伴う公害の防止をはじめ、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理などに進んで取り組む。
- (2) 環境への負荷の低減に資する財やサービスの利用を進める。
- (3) 製品・サービスの提供に関する情報の提供などを通して行政、県民との環境コミュニケーションの確立を図り、循環型社会をともに形成していくパートナーとして協働する。